

○高石市就学援助費支給規則

昭和59年 3 月31日

教育委員会規則第 1 号

改正 昭和62年 3 月26日教委規則第 4 号

平成13年 3 月 5 日教委規則第 4 号

平成15年 3 月 6 日教委規則第 3 号

平成19年 3 月 5 日教委規則第 5 号

平成20年 3 月 4 日教委規則第 6 号

平成23年 7 月13日教委規則第 3 号

平成28年 3 月17日教委規則第 2 号

高石市就学援助費給付規則（昭和52年高石市教育委員会規則第 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び第49条の規定に基づき経済的理由によつて就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、就学援助費（以下「援助費」という。）を支給し、もつて義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（平20規 6 ・一改）

（受給対象者）

第 2 条 援助費の支給を受けることができる者は、高石市の区域内に住所を有し、高石市立小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき生活保護を受けている者
- (2) 世帯員全員の前年中の所得額を合算した額が高石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める所得基準額を超えていない者
- (3) その他教育委員会が特に就学援助を必要と認めた者

（平13規 4 ・平20規 6 ・一改）

（援助費の種類及び支給額）

第 3 条 援助費の種類は、次の各号に掲げるものとし、毎年度文部科学大臣の定める額を基準として予算の範囲内において支給するものとする。ただし、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者については、援助費を重複して支給しない。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費
- (4) 学校給食費
- (5) 新入学児童生徒学用品費
- (6) 修学旅行費
- (7) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第 8 条に定める疾病に係るものに限る。）

(8) 日本スポーツ振興センター共済掛金

(平13規4・平15規3・平20規6・平23規3・一改)

(申請)

第4条 援助費を受給しようとする保護者(第2条第1号に該当する者は除く。)は、毎年度就学援助費受給申請書(様式第1号)により教育委員会に申請しなければならない。ただし、前年中の所得額を確認できない場合は、所得証明書等前年中の所得額を証明する書類を添付しなければならない。

2 第2条第1号に該当する者は、口座振替依頼書(様式第2号)を提出しなければならない。

(平13規4・全改、平20規6・平28規2・一改)

(決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに支給の適否を決定するものとする。この場合において、教育委員会が必要と認めるときは、学校長及び民生委員の意見を求めるものとする。

(平13規4・一改)

(通知)

第6条 教育委員会は、支給を決定した者のうち第4条第1項の規定に基づき申請した保護者には就学援助費支給決定通知書(様式第3号)により、同条第2項の規定に基づき申請した保護者には就学援助費支給決定通知書(様式第4号)により、不支給を決定した者には就学援助費不支給決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(平13規4・全改)

(支給決定の取消し)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、援助費の支給決定を取り消すことができる。

(1) 第2条の規定に該当しなくなつたとき。

(2) その他教育委員会が支給する必要があると認めたとき。

(平13規4・一改)

(支給期間)

第8条 援助費の支給は、第4条の規定による申請があつた日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月又は3月のいずれか早い月をもつて終るものとする。

(支給方法及び支給時期)

第9条 援助費は、保護者の申し出に基づき、口座振替払又は現金払により、おおむね10月及び3月に支給する。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、別に支給方法及び支給時期を定めることができる。

(平13規4・一改)

(届出義務)

第10条 援助費の支給を受けている保護者は、住所、氏名又は預金口座の名義若しくは番号その他教育委員会が定める事項に変更があつた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(平13規4・一改)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月26日教委規則第4号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月5日教委規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月6日教委規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月5日教委規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月4日教委規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月13日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月17日教委規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

中 成 市 学 校 新 設 申 請 書

児童保育費の支給を受けたいので、開校選挙を期して申請します。なお、支給決定に伴い市町村民税の課税範囲を編成することに同意します。

番号

申 請 年 月 日	現 住 所		開 校 選 挙 区 画		電 話 番 号		〔 受 給 申 請 児 童 生 徒 〕			
年 月 日			区		番 号		姓 名	学 校 名	年 年	
昭和4年1月1日現在、高石市に住民登録が あり ・ なし										
なお、場合、1月1日現在の住民登録地										
〔 学 校 の 状 況 (申 請 日 現 在) 〕					〔 取 入 の 状 況 〕		開校後の児童数			
性 名	生 年 月 日	年 齢	続 続	開校後の転入又は学校名	年 齢	前年中の 所得総金額	全額の子供 減税 CM			
			世帯主				円			
							教育委員会が定め る基準額 円			
							万円			
							円(加算額)			
							万円			
							円(加算額)			
							円(加算額)			
							円(加算額)			
							円(加算額)			
							円(加算額)			
							円(加算額)			
〔 学 校 長 の 意 見 〕			高石市立 学校長			円			〔 高 石 市 教 育 委 員 会 の 意 見 〕	姓 名
						支給開始日		年 月 日	1. 決定 2. 不決定	
						決 算				

※ 1. 保護者は、児童の姓の字のみ記入して下さい。
2. 開校前年課税・・・・・・前年中の～12月31日の所得額を証明する市町村発行の書類。世帯主で所得を所得している者が昭和4年1月1日現在高石市内に住所を有しない場合に必要です。
3. 学校長の意見は、所定です。必要があれば教育委員会が求めます。

様式第2号(第4条関係)

口座開設依頼書

年 月 日

高石市会計管理者 様

住 所
保護者氏名 印
連絡先

区 分		変 更 後
銀 行 名		
支 店 名		
口 座 名 義	フリガナ	フリガナ
口 座 番 号	普通・当座	普通・当座

小 学 校 名		小学校	中 学 校 名		中学校
学 年	組	見 重 名	学 年	組	生 徒 名

備 考

- 1 口座は保護者名義のものに限ります。(第三者名義の口座では、送金できません。)
- 2 指定していた銀行を変更する場合は、新しい銀行口座をこの様式によって超出るとともに、新口座に初めての送金があるまで変更前の口座を解約しないでください。
- 3 転出される場合は、必ず教育委員会へご連絡ください。

高石市	丁目	番	号
	棟		

あなたが、受給申請されました年度の就学奨励費については、下記のとおり支給することに決定しましたので、この旨通知します。

高石市教育委員会 印

支給期間 年 月 日 ～ 年 月 日
 備 考 受給児童生徒及び受給額(途中転出された場合は月割額となります。)

[illegible]

治療前に、学級担任に申し出て医療療の発行を受けて下さい。

※お忘れね、前期分は10月末、後期分は3月末に振込します。

様式第4号(第5条関係)

高石市 丁目 番 号
楼

就學援助費支給決定通知書

年度の就学援助費(要保護児童等生徒)については、下記のとおり支給することに決定しましたので、この旨通知します。

年 月 日

高石市教育委員会 印

E

支給期間 年 月 日 ~

学校名	学年	児童生徒氏名	修学旅行費	日本スポーツ振興 センター共済掛金

様式第5号(第6条関係)

高石市 丁目 番 号

様

就学援助費不支給決定通知書

あなたが、受給申請されました 年度の就学援助費については、下記の理由により支給しないことに決定しましたので、この旨通知します。

年 月 日

高石市教育委員会 印

記

[理 由]

様式第 1 号（第 4 条関係）

（平20規 6 ・ 平28規 2 ・ 全改）

様式第 2 号（第 4 条関係）

（平13規 4 ・ 全改、平19規 5 ・ 一改）

様式第 3 号（第 6 条関係）

（平15規 3 ・ 平20規 6 ・ 平23規 3 ・ 全改）

様式第 4 号（第 6 条関係）

（平15規 3 ・ 平20規 6 ・ 平23規 3 ・ 全改）

様式第 5 号（第 6 条関係）

（平13規 4 ・ 追加）